

別記

中小企業の範囲

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金 3 億円以下または従業者数 3 0 0 人以下
卸 売 業	資本金 1 億円以下または従業者数 1 0 0 人以下
小 売 業	資本金 5 千万円以下または従業者数 5 0 人以下
サービス業	資本金 5 千万円以下または従業者数 1 0 0 人以下

※ 中小企業金融公庫法等の中小企業関連立法では、政令によりゴム製品製造業は、資本金 3 億円以下または従業員 9 0 0 人以下、旅館業は、資本金 5 千万円以下または従業員 2 0 0 人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金 3 億円以下または従業員 3 0 0 人以下を中小企業とする。

※ 上記の業種分類は日本標準産業分類第 1 0 回改訂分類に基づく。

ただし、次の（１）～（３）のいずれかに該当する者は、大企業とみなして、補助対象から除きます。

- （１）発行済株式の総数又は出資価格の総額 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- （２）発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- （３）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者